記載例

給与支払報告 特別徴収 に係る給与支払所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

給与支払報告書の提出後現年度と翌年度にも該当する場合は両年度に必ず○をしてください。

甲斐 市町村長 殿 令和８年９月１日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒400－0115 山梨県甲斐市篠原2610
		フリガナ	カブシキガイシャ　カイサンギョウ
		氏名又は名称	株式会社　甲斐産業
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし右詰めで記載

義務者番号	事業所指定番号（8桁）	
番号	1	
所属	人事課　人事労務係	
氏名	甲斐　花子	
者先	電話	055-276-2111 内線（123）

給与所得者																	
フリガナ	カイ　イチロウ																
氏名	甲斐　一郎（旧姓：　）																
生年月日	昭和○○年○○月○○日																
個人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
受給者番号	001																
	甲斐市島上条2254-1																

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
140,000 円	6月から 8月まで 35,600 円	9月から 5月まで 104,400 円	8 年 8 月 31 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解 7. その 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収

異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、全事業所では記載しないでください。

８月末で退職する給与所得者が、９月末から新しい会社で特別徴収する場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号	事業所指定番号（８桁）	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	
	所在地	〒400-0105 山梨県甲斐市下今井171	担当者連絡先	所属	庶務課　経理係												
	フリガナ	カブシキガイシャ　カイケンセツ		氏名	甲斐　太郎												
	氏名又は名称	株式会社　甲斐建設		電話	0551-28-2211 内線（456）												

新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を 9 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

給者番号	012
書の要否（のみ記載）	1. 必要　2. 不要

新しい会社で特別徴収を開始する月（９月）とその月割額を記載します。

2. 一括徴収の場合

理由		徴収予定月日	徴収予定（上記（ウ）と	
	1. 異動が令和８年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和９年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月　日	円	で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由		※市町村記入欄
	1. 異動が令和８年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和９年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

黒のボールペン又はペンで記載してください。「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載されます。転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を記載してください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。